

配水管等の破損事故に係る損害賠償請求事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局が管理する配水管等において、原因者の故意または過失による損害が生じた場合の損害賠償請求の基準及びその手続について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 新潟市水道事業管理者をいう。
- (2) 配水管等 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設のうち、導水管、送水管、配水管等の管路及びその附属設備、並びに同条第9項に規定する給水装置のうち、第1止水栓上流の範囲をいう。
- (3) 損害事故 新潟市水道局が管理する配水管等の破損事故をいう。
- (4) 原因者 新潟市水道局職員以外の第三者であり、損害事故を発生させた者をいう。

(届出)

第3条 損害事故が発生した場合、その原因者は、直ちに管理者に通報することとし、その後速やかに配水管等事故届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

- 2 原因者は、損害事故に伴い管理者が行う復旧作業、応急給水その他の当該事故に付随する業務（以下「復旧作業等」という。）に要する費用（以下「賠償金」という。）について、民法（明治29年法律第89号）第709条の規定に基づく損害賠償の責任を負う。

(賠償金)

第4条 賠償金は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 人件費 復旧作業等に従事した職員の人件費
- (2) 車両損料 復旧作業等のため使用した車両の損料
- (3) 応急給水用物資費 応急給水のため使用したポリパック、ボトルドウォーターに要した費用
- (4) 交通整理費 復旧作業のため配置した交通整理員に要した費用
- (5) 損失水量費 損害事故による漏水量、配水管等の洗浄水量、応急給水のため使用した水量等に応じた水道料金相当額
- (6) 材料費 損害箇所の修繕に要した材料費
- (7) 修繕費 損害箇所の修繕に要した工事費
- (8) その他の費用 前7号に掲げるもののほか、復旧作業等に要した費用

- 2 前項第2号から第8号の費用については、その合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）においてそれぞれ規定する税率を乗じて得た額を消費税及び地方消費税相当額として加算する。

（賠償金の算出方法）

第5条 賠償金の算出方法は、管理者が別に定める「配水管等事故賠償金算定表」による。

（賠償請求）

第6条 管理者は、第3条第1項の届出書を受理したときは、前2条の規定により賠償金を算定し、配水管等損害賠償金請求通知書（様式第2号）に、水道局所定の納入通知書を添えて原因者に請求するものとする。

- 2 原因者は、納入通知書に指定された納期限までに賠償金を支払わなければならない。

（加重減免）

第7条 管理者は、損害事故発生について特別の事情があると認めた場合は、賠償金を加重し、又は、減額若しくは免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに発生した配水管等の破損事故に係る損害賠償請求に関する事務は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第4条第2項及び様式第2項の規定は、同日以後に発する納入通知書に係る賠償金について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、改正後の第4条第2項及び様式第2項の規定は、同日以後に発する納入通知書に係る賠償金について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに発生した配水管等の破損事故に係る損害賠償請求に関する事務は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

配水管等事故届出書

年 月 日

（宛先）新潟市水道事業管理者

届出者（原因者）

住 所

氏 名

電話番号

このたび、新潟市水道局が管理する配水管等を損傷しましたので、届出いたします。
なお、復旧に係る費用については当方にて負担します。

（届出者記入）

事故発生年月日	年 月 日（ ） 時 分
事故発生場所	
損害配水管等	
原 因	
現場担当者	（連絡先： ）
照会の有無	有 ・ 無
備 考	

様

新潟市水道事業管理者
水道局長 印
(担当： 所 課)

配水管等損害賠償金請求通知書

年 月 日付けで届出のありました配水管等事故につきまして、配水管等の破損事故に係る損害賠償請求事務取扱要綱第5条に基づき、下記のとおり損害賠償金について算定いたしました。

つきましては、同要綱第6条の規定に基づき損害賠償金を請求いたしますので、別添の納入通知書により、指定の期日までにご入金いただきますよう通知いたします。

記

- 1 損害賠償金 _____ 円
2 算定内訳

工 種	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	備 考
(1) 人件費		式			非課税
(2) 車両損料					
①給水車 (2トン)		時間			
②給水車 (4トン)		時間			
③ライトバン		時間			
(3) 応急給水用物資費					
①ポリパック		枚			
②ボトルウォーター		本			軽減税率適用
(4) 交通整理費		式			
(5) 損失水量費					
①漏水量		時間			
②洗浄水量		時間			
③応急給水量	ア 給水車 (2トン) イ 給水車 (4トン)	回			
④管内水量		m			
(6) 材料費		式			
(7) 修繕費					
①修繕工事費		式			
②路面復旧費		式			
(8) その他の費用		式			
小 計					
消費税等相当額					
(1)非課税, (3)②軽減税率 (8%), その他標準税率 (10%) にて算定					
請求額計 (小計+消費税等相当額)					

